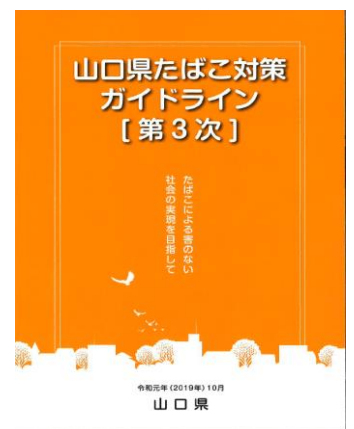
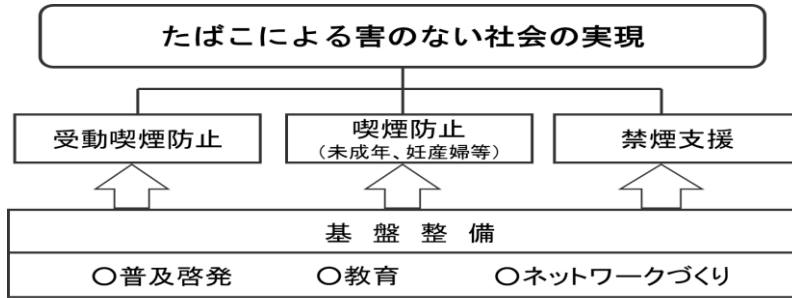


山口県たばこ対策ガイドライン(第3次)について

山口県健康増進課

「健康増進法」の改正(平成30年7月)及び「受動喫煙防止の取組の推進に関する条例」の制定(平成30年10月)を踏まえ、令和元年10月に第3次ガイドラインを策定し、「受動喫煙防止」「喫煙防止(未成年・妊産婦等)」「禁煙支援」の3つを柱としたたばこ対策の取組を市町や関係団体と連携して推進しています。

たばこ対策の体系図



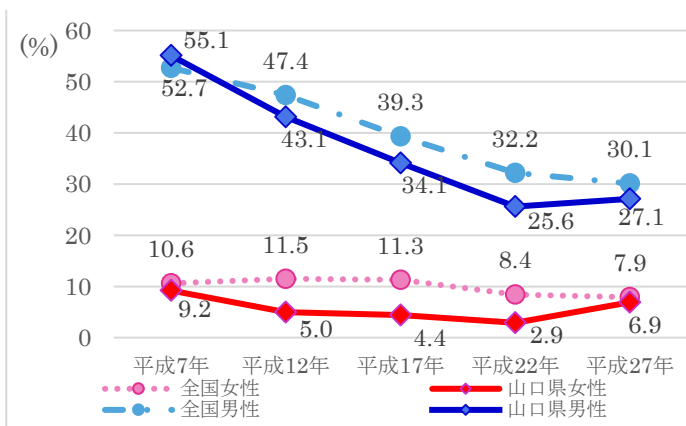
たばこ対策の必要性

- 能動喫煙の害(喫煙者自身への害・主流煙による害)
 - ・喫煙は、がん、循環器疾患、COPD、糖尿病の主要なリスク要因
 - ・たばこの煙には、約5,300種類の化学物質が含まれている
 - その中には約70種類の発がん性物質が含まれている
- 受動喫煙の害(副流煙による害)
 - ・主流煙よりも、副流煙の方に有害物質が多く含まれている
 - ・虚血性心疾患や乳幼児の喘息等、様々な健康問題が引き起こされる
- 子ども、患者等をたばこの害から守る必要性
 - ・家庭での喫煙や歩きたばこは、子どもの目線等に配慮することが必要

山口県の現状

◇喫煙率

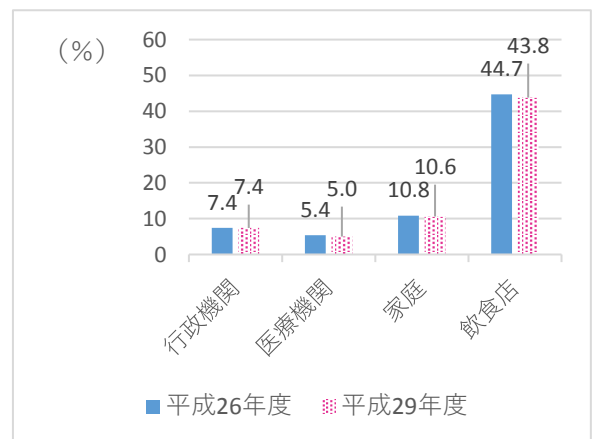
近年減少傾向にあり、男女とも全国値を下回っている。



[出典] 県民健康栄養調査、国民健康・栄養調査

◇受動喫煙の機会を有する人の割合

飲食店での受動喫煙を経験した人の割合が高い。



[出典] 健康づくりに関する県民意識調査(山口県)

たばこ対策の取組

① 受動喫煙防止

《目標》 たばこの煙のない(スモークフリー)環境を広げ、望まない受動喫煙を防止する。
 《基本方針》 多数の者が利用する公共的な空間については、原則として禁煙とする。

[県の取組]

- 公共的な空間における受動喫煙防止対策について、施設の種別ごとの基準を設定
- 屋外喫煙場所設置の際の「10mルール」(第二種施設)
- 受動喫煙防止に向けた普及啓発と教育の推進
- やまぐち健康応援団への加入促進、健康経営企業認定制度への登録促進

施設等の種別ごとの基準

法区分	施設等の種別	具体的な施設	基準
第一種施設	① 子どもなど20歳未満の者や患者等が利用者となる施設	学校(幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)、児童福祉施設 等	敷地内禁煙
		大学、高等専門学校、専修学校(高等課程を除く)、各種学校(初等教育又は中等教育を行うものを除く)、医療施設(病院・診療所等)	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可 ※20歳未満の者や患者に望まない受動喫煙が生じないよう最大限の配慮を行うこと。
	② 行政機関	行政機関の庁舎	敷地内禁煙 ただし、屋外に喫煙場所設置可
第二種施設	③ ①②以外で、多数の者が利用する施設	行政機関以外の官公庁、店舗、娯楽施設、事業所、工場、宿泊施設、飲食店(新たに開設する店舗、経営規模の大きい店舗) 等	屋内禁煙 ただし、喫煙専用室等の中でのみ喫煙可(飲食は不可) (加熱式たばこ専用の喫煙室では飲食可)
		飲食店(既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗)	屋内禁煙 ただし、標識の掲示により喫煙可
業乗 自客 動運 車送 事等	④ 旅客運送事業自動車、旅客運送事業航空機 ⑤ 旅客運送事業鉄道等車輛、旅客運送事業船舶	バス、タクシー、航空機 等	禁煙
		鉄軌道車輛、旅客船 等	禁煙 ただし、喫煙専用室の中でのみ喫煙可
-	⑥ 子ども等が利用する区域	通学路、公園 等	受動喫煙防止対策のための配慮が特に必要

※ 屋外や家庭等において喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならない。

② 喫煙防止(未成年・妊産婦等)

《目標》 「たばこを吸い始めたくない」意識・態度を向上させる。
 《基本方針》 各ライフステージに応じて様々な場を活用し、たばこの害に関する情報提供や健康教育を行う。

[県の取組]

- ライフステージに応じた情報提供
- 未成年に対する健康教育の実施
- 喫煙防止指導を行う人材の育成・確保

③ 禁煙支援

《目標》 効果的な禁煙支援により、禁煙成功者を増やす。
 《基本方針》 喫煙者に対して、様々な機会を通じて禁煙を勧める情報提供を行う。
 禁煙希望者に対して、適切な禁煙支援を提供する。

[県の取組]

- 禁煙外来の普及・情報提供
- 禁煙を促す情報発信の強化、関係機関が連携した効果的な禁煙支援の実施
- 禁煙指導を行う人材の育成・確保

